

○短期の家族介護のための欠勤

・概要

- (1) 配偶者や父母、子などの家族が負傷や疾病により治療・療養中の場合の次に掲げる介護等を行うときに承認される欠勤である。
- ① 治療・療養中の看病
 - ② 通院等の世話
 - ③ 入退院・施設入所の手続き
 - ④ 主治医からの病状説明
- (2) 要介護者の範囲
- ① 配偶者、父母、子、配偶者の父母
 - ② 父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子
 - ③ 職員と生計を一にする次に該当する者
 - ア 三親等内の親族（上記①、②以外の者）
 - イ 配偶者の父母の配偶者
- (3) 欠勤の承認期間は、1年に5日以内で、1日又1時間単位で勤務しないことができる。

・関係法令等

- (1) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領 4

・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	職員は、事前に「休暇（欠勤）願」を校長に提出する ※ 介護を要する家族の状態を証する医師の診断書、続柄を証明する書類は不要 ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、理由を確認し、承認する
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	関係綴りに保管する

以 下 余 白